

I 「安全」への取組

(1) 生産から流通・販売までの全ての過程においてHACCPの考え方に基づく衛生管理の普及推進 ～生産段階における自主管理の推進（農産物）～

| 取組事項 | 担当課室 | 平成27年度取組み状況 (取組目標を設定したものは自己評価内容) | 達成度 (自己評価) |
|---|-------------|--|---------------|
| ① 農業の適正な使用と記帳を推進します。 | 農業環境・鳥獣害対策室 | 農業取扱業者の資質向上を図り、農業安全使用を推進するため、指導者に対する研修を3回実施した。 「農業管理指導士」は累計157人(うち新規認定は7人、アドバイザーへの移行は8人、資格消滅7人で前年より全体で8人減少)、「農業アドバイザー」は新たに8人を認定し、計233人となった。 | 概ね達成 |
| ② 肥料等の適正な使用と記帳を推進します。 | 農業環境・鳥獣害対策室 | 農業技術指導者(JA、県)及び肥料製造・販売業者等を対象とした「土づくり研修会」を開催。 国研究機関研究員を講師に招き、安定生産のための土壌・肥培管理等について研修を行い、参加者の資質向上による肥料の適正使用を推進した。 | 概ね達成 |
| ③ 和歌山県版GAPを推進し、安全・安心な農作物の供給と環境にやさしい持続的農業を目指します。 | 農業環境・鳥獣害対策室 | 生産者向け研修会3回を開催し、県版GAPを中心に国が定めたガイドラインに則したGAPの実践について、普及・啓発を行った。 平成27年度中に、新たに59人の農家が和歌山県版GAPを実践した。 内訳は果樹58人、野菜1人であった。 | 達成 |
| ④ 適正な農業生産の実践と、出荷前の残留農薬検査に取り組む生産者団体等を「わかやま農産物安心プラス認証制度」で認証します。 | 農業環境・鳥獣害対策室 | 13団体、30品目を対象とした取組を認証し、出荷段階における619検体の農薬残留検査を支援した。 検査品目の内訳は、野菜18品目、果樹11品目及び米1品目であった。 | 達成 |

| 目標管理項目 | | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 平成28年度取組み予定 | |
|--------|-------------------------------|------|------|------|-------------|---|
| ① | 「農業管理指導士」及び「農業アドバイザー」認定者数(累計) | 目標値 | — | — | 407人 | 今後も引き続き、さらなる「農業管理指導士」及び「農業アドバイザー」の認定に向けて、指導者に対する研修会を実施する。 |
| | | 実績値 | 390人 | 390人 | | |
| ② | 研修会の参加人数 | 目標値 | — | — | 80人 | 平成28年度も引き続き、同研修会を開催予定。振興局農林水産振興部及び関係団体と連携し、出席者の更なる掘り起こしを行う。 |
| | | 実績値 | 61人 | 68人 | | |
| ③ | 和歌山県版GAP実践者の年間増加数 | 目標値 | — | — | 5人 | 今後も引き続き、和歌山県版GAPを生産者に推進するべく、生産者または指導者に向けた研修会を年間2回以上実施する。 |
| | | 実績値 | 28人 | 59人 | | |
| ④ | 認証品目数 | 目標値 | — | — | 28品目 | 今後も引き続き、収穫前及び出荷段階の2段階の残留農薬検査に取り組む生産者団体等の認証を行うとともに、消費者向け、この認証制度による農産物がより安全・安心であることをPRし、わかやま農産物のイメージアップや認知度向上を図る。 |
| | | 実績値 | 29品目 | 30品目 | | |

**(1) 生産から流通・販売までの全ての過程においてHACCPの考え方に基づく衛生管理の普及推進
～生産段階における自主管理の推進（畜産物）～**

| 取組事項 | 担当課室 | 平成27年度取り組み状況 (取組目標を設定したものは自己評価内容) | 達成度 (自己評価) |
|--|----------|--|---------------|
| ⑤ 飼養家畜への動物用医薬品・飼料の適正な使用等を指導します。 | 畜産課 | 牛、豚、鶏飼養農家(136戸)に対して動物用医薬品、飼料、飼料添加物使用時の記帳状況等について、調査・指導を実施した。 | 達成 |
| ⑥ 薬剤耐性菌の発現状況を調査します。 | 畜産課 | 牛、豚、鶏より16検体のサンプルを採取。カンピロバクターを分離し、抗菌性薬剤8種に対する耐性状況を調査。 | 達成 |
| ⑦ 生産段階での抗菌性飼料添加物残留検査を行います。 | 畜産課 | 抗菌性飼料添加物の残留性を80検体実施。残留事例は認められなかった。 | 達成 |
| ⑧ 和歌山県生鮮食品生産衛生管理システム認証制度の認証取得を推進します。 (養鶏場等) | 食品・生活衛生課 | 採卵鶏を飼養している養鶏場を訪問し、認証制度の説明を行い、認証取得に向けて事業者の自主的な衛生管理を推進するために、助言・指導を行った。 | 未達成 |

| 目標管理項目 | | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 平成28年度取り組み予定 |
|-----------------|-----|------|------|------|--|
| ⑤ 県内飼養家畜農家の指導割合 | 目標値 | — | — | 100% | 本年度も引き続き、農家に対して、調査・指導を継続する。 |
| | 実績値 | 100% | 100% | | |
| ⑥ 発現状況調査件数 | 目標値 | — | — | 16件 | 本年度は対象菌種をサルモネラ及び黄色ブドウ球菌として、耐性菌の発現状況の調査を行う。 |
| | 実績値 | 16件 | 16件 | | |
| ⑦ 抗菌性物質の残留件数 | 目標値 | — | — | 0件 | 本年度も引き続き、検査を実施する。 |
| | 実績値 | 0件 | 0件 | | |
| ⑧ 認証数(累計) | 目標値 | — | — | 8施設 | 引き続き、対象養鶏場に対して衛生管理の助言・指導を行い、認証取得を促していく。 |
| | 実績値 | 4施設 | 4施設 | | |

(1) 生産から流通・販売までの全ての過程においてHACCPの考え方に基づく衛生管理の普及推進
 ～生産段階における自主管理の推進(水産物)～

| 取組事項 | 担当課室 | 平成27年度取り組み状況 (取組目標を設定したものは自己評価内容) | 達成度 (自己評価) |
|---|----------|--|---------------|
| ⑨ 養殖業者に対し、水産用医薬品の適正使用の徹底と投薬記録簿を指導します。 | 水産試験場 | 【水産試験場】巡回指導戸数:34/34戸 【内水面試験地】巡回指導戸数:20/20戸 定期的に県内養殖漁場を巡回し、水産用医薬品の適正使用指導及び投薬記録簿の点検を実施した。 (備考) 廃業により、養殖業者数(巡回指導対象戸数)が平成26年度よりも減少した。(58戸→54戸) | 達成 |
| ⑩ 養殖魚類の水産用医薬品残留実態調査を行います。 | 水産試験場 | 【水産試験場】マダイ成魚筋肉中の薬剤残留検査:10検体 【内水面試験地】アユ成魚筋肉中の薬剤残留検査:10検体 マダイ及びアユ成魚について、筋肉中の薬剤残留検査を行ったが、検出されなかった。 | 達成 |
| 11 二枚貝の安全性確保のため貝毒検査を実施し、規制値を超えた場合は出荷自主規制を指導します。 | 資源管理課 | 県内5カ所で採取した二枚貝41検体の貝毒検査を実施した。7月21日に田辺湾島の巣で採取した養殖ヒオウギから規制値を超える麻痺性貝毒が検出されたため7月24日から10月6日まで出荷自主規制を指導し、関係機関への情報提供を行った。 | (達成) |
| ⑫ 養殖衛生対策会議を開催し、養殖業者への魚病対策等について情報提供を行います。 | 水産試験場 | 【水産試験場】平成27年12月21日実施 参加人数:30人 魚病対策及び水産用医薬品適正使用について説明を行った。 【内水面試験地】平成27年11月13日実施 参加人数:15人 魚病発生状況及び対策について情報提供及び説明を行った。 | 達成 |
| 13 魚病検査を行い、養殖場における魚病の発生予防やまん延を防止します。 | 水産試験場 | 【水産試験場】魚病検査件数:107件 【内水面試験地】魚病検査件数:32件 養殖業者から持ち込まれた病魚や巡回指導時に採取した病魚の検査を行うとともに、魚病対策指導を実施した。 | (達成) |
| ⑭ 和歌山県生鮮食品生産衛生管理システム認証制度の認証取得を推進します。(養殖場) | 食品・生活衛生課 | 4月に養殖マダイ区分において、新たに1施設を認証した。 また、認証対象魚種の拡大のため、養殖業者、認証制度審査員、関係課室に意見照会を行い、9月に認証制度要綱を改正し養殖クロマグロを追加した。10月には、要綱改正に伴う事業者向け説明会を開催した。 | 未達成 |

| 目標管理項目 | | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 平成28年度取り組み予定 | |
|--------|-------------|------|--------|--------|--------------|--|
| ⑨ | 巡回指導戸数 | 目標値 | — | — | 55/55戸 | 引き続き、定期的に県内養殖漁場を巡回し、水産用医薬品の適正使用指導及び投薬記録簿の点検を実施する。 |
| | | 実績値 | 58/58戸 | 54/54戸 | | |
| ⑩ | 残留調査検体数 | 目標値 | — | — | 20検体 | 引き続き、マダイ及びアユ成魚筋肉中の薬剤残留検査を実施する。 |
| | | 実績値 | 20検体 | 20検体 | | |
| 11 | 迅速な指導と情報提供 | 目標値 | | | | 本年度も引き続き、二枚貝の貝毒検査を実施し、規制値を超える貝毒が検出された場合には、迅速に出荷自主規制の指導と関係機関への情報提供を行う。 |
| | | 実績値 | | | | |
| ⑫ | 衛生対策会議の参加人数 | 目標値 | — | — | 40人 | 平成28年11月に海面関係及び内水面関係の衛生対策会議を開催する予定である。 |
| | | 実績値 | 66人 | 45人 | | |
| 13 | 魚病被害の軽減 | 目標値 | | | | 引き続き、養殖業者から持ち込まれる病魚や巡回指導時に採取する病魚の検査を行うとともに、魚病対策指導を実施する。 |
| | | 実績値 | | | | |
| ⑭ | 認証数(累計) | 目標値 | — | — | 4施設 | 現在養殖マダイ区分において1施設、養殖クロマグロ区分において2施設が認証の取得を目指しており、年度内に申請、認証できるよう指導を実施する。また、他の事業者にも認証の取得を促す。 |
| | | 実績値 | 2施設 | 3施設 | | |

**(1) 生産から流通・販売までの全ての過程においてHACCPの考え方に基づく衛生管理の普及推進
～製造・加工・流通段階における自主管理の推進～**

| 取組事項 | 担当課室 | 平成27年度取り組み状況 (取組目標を設定したものは自己評価内容) | 達成度 (自己評価) |
|--|----------|---|---------------|
| 15 和歌山県食品衛生管理認定制度への取組を推進します。 | 食品・生活衛生課 | 国体参加事業者を中心に講習会の開催、啓発を行い、レベル1～3取組み施設は増加した。また、認定施設は新たに2施設追加となった。 | 概ね達成 |
| 16 HACCPの考え方を取り入れた自主衛生管理を普及推進します。 | 食品・生活衛生課 | 国体に参画する宿泊施設及び弁当調理施設事業者等を含む食品事業者を中心に、HACCPの考え方に基づく衛生管理に係る講習会を実施したが昨年度からやや減少となった。 | 概ね達成 |
| 17 HACCPの指導・助言を行う食品衛生監視員を養成します。 | 食品・生活衛生課 | 国のHACCP指導者養成講習会に1名派遣した。また、新たに監視員の資質向上のため、県主催の上級者向け研修会を開催し、それぞれ6名が受講した。 | 達成 |
| 18 食品衛生に関する講習会を開催します。 | 食品・生活衛生課 | 各保健所管内で食中毒予防や一般衛生管理に関する講習会を開催した。 | 達成 |
| 19 食品の流通及び販売段階での事業者の自主衛生管理を推進します。 | 食品・生活衛生課 | チェーンストア、運送業者等を訪問して、届出制度について説明を行い、自主衛生管理の推進のための助言・指導を行った。 | 概ね達成 |
| 20 「わかやまジビエ衛生管理ガイドライン」に基づき、ジビエ(野生鳥獣肉)の衛生管理について普及啓発します。 | 食品・生活衛生課 | 平成27年8月に開催し、32名が受講した。 | 達成 |
| 21 「わかやま健康食品製造業者連絡協議会」を開催し、製造業者の自主衛生管理を推進します。 | 食品・生活衛生課 | 健康食品による危害の未然防止、表示広告及び販売方法の適正化を目的として研修会を開催した。機能性表示制度の説明を行った。 | 達成 |
| 22 食品衛生指導員による自主管理指導を推進するため、助言等を行います。 | 食品・生活衛生課 | 指導員に対し一般衛生管理等の助言を行うことで、指導員が巡回指導する際に、食品関係業者に衛生管理の徹底を働きかけた。 | (達成) |
| 23 学校給食関係者を対象に、衛生管理及び食物アレルギー対策や食育推進の研修を行います。 | 健康体育課 | 学校給食管理指導者・栄養教諭等研修会及び学校給食衛生管理研修会を8月4日和歌山市(市民会館)で開催し、300名を超える参加者があった。 | (概ね達成) |
| 24 食品製造工程における問題点を指摘し、最適な改善策を指導します。 | 工業技術センター | HACCP管理者資格(日本食品保蔵科学会認定)を取得するなどより高度な品質・衛生管理の技術指導を行えるようになり、企業支援に貢献した。 | 達成 |

| 目標管理項目 | | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 平成28年度取り組み予定 |
|--------|--------------------------------------|--------------------|---------------------|---------------------|--|
| 15 | 食品衛生管理認定制度取組事業者数(認定事業者数、確認済事業者数)(累計) | 目標値 — | — | 55(認定) 2,000(確認) | 今後も講習会や施設訪問等の際に啓発を行い、HACCPの考え方に基づく衛生管理の推進を行うことで、確認事業者及び認定事業者の増加を目指す。 |
| | 実績値 | 44(認定) 1809(確認) | 46(認定) 1,970(確認) | | |
| 16 | 講習会・研修会による助言啓発 | 目標値 — | — | 100回 | 食品衛生に係る講習会等を開催する際には、HACCPの考え方に基づく衛生管理手法を説明することで、より衛生的な管理の推進を行う。 |
| | 実績値 | 95回 | 84回 | | |
| 17 | HACCP研修の参加者数 | 目標値 — | — | 20名以上 | 国の養成講習会への派遣及び県主催の研修会の開催により、監視員の資質向上を図る。 |
| | 実績値 | 23名 | 30名 | | |
| 18 | 講習会参加人数 | 目標値 — | — | 年間7,000人 | 今後も引き続き、各保健所で食品衛生に係る講習会を実施する。 |
| | 実績値 | 7,708人 | 8,422人 | | |
| 19 | 届出施設数(累計) | 目標値 — | — | 100施設 | 各市町村保育所担当部署、教育委員会等にも働きかけることにより、保育所や小学校等の給食施設への納入・搬送業者の届出を重点的に促していく。引き続き、運送業者等に対する助言・指導を行う。 |
| | 実績値 | 85施設 | 80施設 | | |
| 20 | ジビエ処理責任者のジビエ衛生管理講習会の受講 | 目標値 — | — | 100% | 引き続きガイドラインに基づく衛生管理講習会を開催する。 |
| | 実績値 | 100% | 100% | | |

| | | | | | | |
|----|----------------------------|-----|-----|-----|-----|--|
| ㉑ | アンケートで「有意義であった」とした人の割合(累計) | 目標値 | — | — | 80% | 表示広告及び販売方法の適正化を目的として研修会を開催する。 |
| | | 実績値 | 85% | 91% | | |
| 22 | 食品衛生指導員の定期的な巡回指導 | 目標値 | | | | 引き続き指導員にHACCPの考え方に基づく衛生管理等の指導助言を行い、巡回指導時に食品関係事業者への衛生管理の徹底を働きかける。 |
| | | 実績値 | | | | |
| 23 | 学校給食関係者の衛生管理に関する資質向上 | 目標値 | | | | 学校給食管理指導者・栄養教諭等研修会及び学校給食衛生管理研修会を8月18日と歌山市(市民会館)で開催する予定。 |
| | | 実績値 | | | | |
| 24 | 最適な試験項目の検討 | 目標値 | | | | 衛生管理について食品製造企業に高度な支援を行う。食品製造工程における問題点を指摘し、HACCP管理に基づいた改善策を指導します。 |
| | | 実績値 | | | | |

**(1) 生産から流通・販売までの全ての過程においてHACCPの考え方に基づく衛生管理の普及推進
～消費段階における自主管理の推進～**

| 取組事項 | 担当課室 | 平成27年度取り組み状況 (取組目標を設定したものは自己評価内容) | | | 達成度 (自己評価) |
|--|----------|--|--|--|---------------|
| ㉕ 食中毒予防に関する情報を「防災わかやまメール」、「食中毒テレホンサービス」、パンフレット、ホームページなどを利用して啓発します。 | 食品・生活衛生課 | 防災メールを活用し、予め携帯メールに登録している県民に向けた食中毒注意報のメール配信を開始した。 | | | 達成 |
| 26 ウイルスを病因物質とする食中毒にも対応できる注意報を発令します。また、電子メール、ホームページ等を通じて注意喚起します。 | 食品・生活衛生課 | ノロウイルスによる食中毒注意報の発令について、各府県の実施状況等を参考に庁内で検討を行ったが、実施に至らず。 | | | (未達成) |

| 目標管理項目 | | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 平成28年度取り組み予定 |
|--------|---------------------|-------------|-------------|-------------------|---|
| ㉕ | ・食中毒予防テレホンサービス利用回数 | — | — | ・年500回 ・年延べ5万人 | 引き続き食中毒予防に関する情報を「防災わかやまメール」、「食中毒テレホンサービス」、パンフレット、ホームページなどを利用して、啓発を実施する。 |
| | ・防災わかやまメール受信者数 | 500回 9万人 | 500回 9万人 | | |
| 26 | 防災わかやまメール活用による迅速な周知 | 目標値 | | | 再度、発令体制を検討し、発令の実施に向けて取り組む。 |
| | | 実績値 | | | |

**(2) 監視・検査体制の強化
～食肉・食鳥肉の衛生確保～**

| 取組事項 | 担当課室 | 平成27年度取り組み状況 (取組目標を設定したものは自己評価内容) | | | 達成度 (自己評価) |
|---|----------|---|--|--|---------------|
| ㉗ 食肉・食鳥肉の衛生管理マニュアルや点検表によるHACCPの考え方に基づく衛生管理の推進を行います。 | 食品・生活衛生課 | 微生物のふき取り検査を実施し、効果的な衛生管理が行われているか検証した。 | | | 達成 |
| 28 と畜場検査や食鳥検査により、人と動物の共通感染症など獣畜の疾病を排除します。 | 食品・生活衛生課 | 獣医師が、牛及び鶏の全頭羽検査を実施し、人と動物の共通感染症を排除した。 | | | (達成) |
| ㉙ 食用の牛肉について、牛の月齢に応じた特定部位(頭部、脊柱、脊髓、回腸遠位部)の除去・焼却を徹底します。 | 食品・生活衛生課 | と畜検査員が、と畜場で標準作業手順書に基づき確実に牛の特定部位が除去・廃棄されているかを確認した。 | | | 達成 |
| ㉚ 食用牛にBSEスクリーニング検査を行います。 | 食品・生活衛生課 | と畜検査員が、48ヶ月齢を超える牛の検査を実施し、BSE感染牛でないことを確認した。 | | | 達成 |

| 目標管理項目 | | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 平成28年度取り組み予定 |
|--------|----------------------------------|------|------|------|--|
| ㉗ | と畜場や大規模食鳥処理場における衛生管理マニュアルの検証頻度 | 目標値 | — | 1回 | 引き続き微生物ふき取り検査を実施し、効果的な衛生管理が行われているかを検証する。 |
| | | 実績値 | 1回 | 1回 | |
| 28 | と畜検査員・食鳥検査員による検査の徹底 | 目標値 | | | 引き続きと畜場検査や食鳥検査により、人と動物の共通感染症など獣畜の疾病を排除する。 |
| | | 実績値 | | | |
| ㉙ | 特定部位の除去頭数 | 目標値 | — | 全頭 | 引き続き食用の牛肉について、牛の月齢に応じた特定部位(頭部、脊柱、脊髓、回腸遠位部)の除去・焼却を徹底する。 |
| | | 実績値 | 全頭 | 全頭 | |
| ㉚ | 48ヶ月齢を超える牛及びと畜検査員が必要と判断した牛の検査の徹底 | 目標値 | — | 全頭 | 引き続き、食用牛にBSEスクリーニング検査を行います。 |
| | | 実績値 | 全頭 | 全頭 | |

(2) 監視・検査体制の強化 ～食品営業者の監視指導～

| 取組事項 | 担当課室 | 平成27年度取り組み状況 (取組目標を設定したものは自己評価内容) | 達成度 (自己評価) |
|---|----------|--|---------------|
| 31 毎年度、「食品衛生監視指導計画」を作成し、食品取扱施設の効果的・効率的な監視指導を行います。 | 食品・生活衛生課 | 食品衛生監視員が食品取扱施設の監視指導を実施し、平成26年度より9.2%上昇した。 | 概ね達成 |
| 32 食品衛生監視指導計画及び結果をホームページで公表します。 | 食品・生活衛生課 | 計画及び結果を「食の安全・安心わかやま」ホームページで公表した。 | (達成) |
| 33 ノロウイルスによる食中毒を防止するため、監視指導や衛生講習会により啓発します。 | 食品・生活衛生課 | 講習会や監視指導時にノロウイルスによる食中毒予防パンフレットを用い、衛生的な手洗い方法、従事者健康状態の確認、加熱の徹底及び適切な汚物処理について指導した。また、県広報誌での啓発を行った。 | (達成) |
| 34 食中毒発生時には病因物質の疫学調査を行い、原因究明を徹底し、再発防止を図ります。 | 食品・生活衛生課 | 発生した3件の食中毒について、疫学調査を行い原因を究明した。原因施設には、衛生教育を実施した。 | (達成) |
| 35 食中毒の発生しやすい時期(夏期・年末)に集中監視を実施します。 | 食品・生活衛生課 | 夏期一斉取締り(7月)、食品衛生月間(8月)、秋の行楽期一斉監視(10月～11月)及び年末一斉取締り(12月)に集中的に監視を実施した。 | (達成) |
| 36 各学校の給食施設の点検を行い、調理過程等における問題点について指導助言を行います。 | 健康体育課 | 学校給食施設衛生管理巡回指導を県内3カ所において実施し、改善指導及び協議を行った。(岩出市、高野町、田辺市) | 達成 |
| 37 HACCPを取り入れた衛生管理手法を、大量調理施設に対して普及します。 | 食品・生活衛生課 | 「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき給食施設、弁当調理施設等のすべての大量調理施設の監視指導を実施した。 | (達成) |

| 目標管理項目 | | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 平成28年度取り組み予定 | |
|--------|---------------------|------|-------|-------|--------------|--|
| 31 | 食品衛生監視指導計画の達成度 | 目標値 | — | — | 100% | 重点監視項目等に留意しながら効果的・効率的な監視指導を実施する。 |
| | | 実績値 | 88.4% | 97.6% | | |
| 32 | 迅速な公表 | 目標値 | | | | 平成27年度と同様に計画及び結果をホームページで公表する。 |
| | | 実績値 | | | | |
| 33 | 衛生的な手洗いの徹底指導 | 目標値 | | | | 引き続き、事業者への指導、啓発を行います。 |
| | | 実績値 | | | | |
| 34 | 食中毒原因等の情報共有 | 目標値 | | | | 引き続き、食中毒発生時には病因物質の疫学調査を行い、原因究明を徹底し、再発防止を図る。 |
| | | 実績値 | | | | |
| 35 | 時期ごとに発生しやすい食中毒の重点監視 | 目標値 | | | | 平成27年度と同様に、夏期一斉取締り(7月)、食品衛生月間(8月)、秋の行楽期一斉監視(10月～11月)及び年末一斉取締り(12月)においてその時期に発生しやすい食中毒等の防止を目的に集中的な監視を実施する。 |
| | | 実績値 | | | | |
| 36 | 現地指導施設数 | 目標値 | — | — | 3施設 | 学校給食施設衛生管理巡回指導を県内3カ所において実施し、改善指導及び協議を行う予定。 |
| | | 実績値 | 4施設 | 3施設 | | |
| 37 | 監視指導時における普及指導の徹底 | 目標値 | | | | 「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき大量調理施設の監視指導を実施するとともに、弁当調理施設については、食品衛生管理認定制度への取組を促す。 |
| | | 実績値 | | | | |

(2) 監視・検査体制の強化 ～違法な食品等の流通監視～

| 取組事項 | 担当課室 | 平成27年度取り組み状況 (取組目標を設定したものは自己評価内容) | 達成度 (自己評価) |
|---|-------------|--|---------------|
| ③⑧ 農薬取締員による農薬販売業者の指導体制を維持します。 | 農業環境・鳥獣害対策室 | 平成27年6月15日から7月14日にかけて実施した農薬危害防止運動期間中に、農薬販売店62店舗への立入検査を実施した。 | 達成 |
| ③⑨ いわゆる健康食品の買上げ調査を行い、安全性に問題がないか検査を行います。 | 食品・生活衛生課 | 県内製造の健康食品を対象に、栄養成分5項目、原材料由来の有害成分及びアレルギー成分等の検査を実施し、不良食品については改善指導を行った。 | 達成 |
| ④⑩ 食品の買上げ調査を行い、医薬品成分等が含まれていないか検査を行います。 | 業務課 | 強壮系健康食品8品目を県内店舗から買上げ、厚生労働省で医薬品成分等の有無を検査中。 | 達成 |

| 目標管理項目 | | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 平成28年度取り組み予定 |
|----------------------|-----|------|------|--------|---|
| ③⑧ 無登録農薬等の不適正資材の販売件数 | 目標値 | — | — | 0件 | 平成28年度についても6月中旬～7月中旬にかけて、県内で農薬危害防止運動を実施し、店舗への立入検査を実施する。 |
| | 実績値 | 0件 | 0件 | | |
| ③⑨ 健康食品の検査検体数 | 目標値 | — | — | 20検体以上 | 平成26年度に新規製造されたいわゆる健康食品20商品を対象に、栄養成分5項目・原材料由来の有害成分・アレルギー成分等の検査を実施する予定。 |
| | 実績値 | 17検体 | 21検体 | | |
| ④⑩ 買上げ調査回数 | 目標値 | — | — | 2品目 | 今年度も、新たに健康食品を買上げ、成分分析検査を実施する予定 |
| | 実績値 | 9品目 | 8品目 | | |

(2) 監視・検査体制の強化 ～流通食品の検査～

| 取組事項 | 担当課室 | 平成27年度取り組み状況 (取組目標を設定したものは自己評価内容) | 達成度 (自己評価) |
|---|------------|---|---------------|
| ④① 流通する食品について、残留農薬や食品添加物等の検査を実施します。 | 食品・生活衛生課 | 食品衛生監視指導計画に基づき、県内産食品を中心に残留農薬、食品添加物及び病原微生物等の検査を実施した。 | 概ね達成 |
| 42 食品検査の実施計画及び結果をホームページで公開します。 | 食品・生活衛生課 | 食品衛生監視指導計画に食品検査の実施計画を定め、ホームページで公開した。また、結果を検査終了後に迅速にホームページで公開した。 | (達成) |
| ④③ 当該年度和歌山県食品衛生監視指導計画に基づく検査を完全実施します。また、緊急食品事故に適切に対応を行います。 | 環境衛生研究センター | 必要とされる延検査項目数を100%以上達成できた。また、食中毒等発生時の検査に対しても迅速に対応できた。 | 達成 |

| 目標管理項目 | | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 平成28年度取り組み予定 |
|---------------------|-----|--------|--------|----------|---|
| ④① 食品の検査検体数 | 目標値 | — | — | 1,200件以上 | 平成28年度食品衛生監視指導計画に基づき、残留農薬や食品添加物等の検査を実施する。 |
| | 実績値 | 1,097件 | 1,094件 | | |
| 42 迅速な公表 | 目標値 | | | | 引き続き、検査計画は年度初めに公表し、各検査終了後には検査結果を迅速にホームページで公開する。 |
| | 実績値 | | | | |
| ④③ 定められた必要検査の100%実施 | 目標値 | — | — | 100% | 必要検査数の完全実施及び食品事故への適切な対応を行う。 |
| | 実績値 | 100% | 100% | | |

(2) 監視・検査体制の強化 ～分析技術の向上と効率化～

| 取組事項 | 担当課室 | 平成27年度取り組み状況 (取組目標を設定したものは自己評価内容) | 達成度 (自己評価) |
|---------------------------------------|----------------------------|--|---------------|
| 44 食品関係事業者からの依頼に基づき、 受託試験・研究を行います。 | 環境衛生 研究センター 工業技術センター | 2機関と受託締結を行い完結した。 食品の栄養成分表示のため、製品の栄養成分分析、機能性成分分析や 微生物試験を行った。賞味期限設定の保存試験3件、それに伴う微生物 試験を行った。 | (達成) |
| 45 食品の賞味期限の設定に伴う保存試験 や微生物試験を行います。 | 工業技術センター | 食品の栄養成分表示のため、製品の栄養成分分析、機能性成分分析や 微生物試験を行った。賞味期限設定の保存試験3件、それに伴う微生物 試験を行った。 | (達成) |

| 目標管理項目 | | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 平成28年度取り組み予定 |
|--------|------------|------|------|------|---|
| 44 | 随時相談受付 | / | / | / | 昨年度と同様に委託希望機関と締結を 行う。(環境衛生研究センター) |
| | 実績値 | | | | 食品関係事業者からの依頼に基づき、 受託試験・研究や機器貸付を行います。 (工業技術センター) |
| 45 | 最適な試験項目の検討 | / | / | / | 食品関係事業者からの依頼に基づき、 受託試験・研究や機器貸付を行います。 |
| | 実績値 | | | | |

(3) 健康危機管理の強化

| 取組事項 | 担当課室 | 平成27年度取り組み状況 (取組目標を設定したものは自己評価内容) | 達成度 (自己評価) |
|--|----------|--|---------------|
| 46 健康危機管理体制強化のため、健康危機管理担当者会議を開催するとともに、他の研修会等へ参加します。 | 健康推進課 | 27年4月、10月、28年1月にそれぞれ健康危機管理に関する会議を開催しました。 | 達成 |
| 47 「県危機管理計画」に基づき、関係課室に対し、食に起因する危機事象を想定した対処マニュアルの策定及び見直しを指導します。 | 危機管理・消防課 | マニュアルは既に策定済みであり、各マニュアルを見直す必要もなかった。 | — |
| 48 県民の生命、健康の安全に関する危機管理の基本的枠組みである「健康危機管理基本指針」を適宜見直し、整備します。 | 健康推進課 | 見直しする必要のある内容はありませんでした。 | — |
| 49 毒物に起因する健康危機に対し、事故等の拡大を防止するため、迅速かつ適切な対応を図ります。 | 環境生活総務課 | 平成27年度は当該事案が発生せず、事故等の拡大防止のための毒物検査検討会(食品への混入又は混入の疑いのある毒物等による事件に関し、保健所長から要請があった場合に設置し、協議する。)は未開催であった。 | — |
| 50 「食中毒調査マニュアル」を必要に応じ見直し、整備します。 | 食品・生活衛生課 | 見直し事由がなかった。 | — |
| 51 消費者庁等の関係省庁、全国食品安全自治ネットワーク、食品安全委員会等との連携を強化します。 | 食品・生活衛生課 | 食品安全委員会の研修会に参加することにより、全国の行政機関との情報共有を行った。 | (達成) |
| 52 意図的な異物混入を防御するため、食品事業者講習会や監視指導を通じて、従事者への教育の徹底等について指導を行います。 | 食品・生活衛生課 | 意図的な異物混入を防御するため、講習会や監視指導時を通じて、指導した。 | 達成 |
| 53 意図的な異物混入などにより、健康被害の発生またはその恐れがある場合、速やかに情報提供を行い県民へ注意喚起を行います。 | 食品・生活衛生課 | 意図的な異物混入を防御するため、講習会や監視指導時を通じて、指導した。 また、シロサバフグの肝臓を販売していた事案について、販売者を処分するとともに、県民へ周知のため、迅速に報道提供等を行った。 | (達成) |
| 54 「わかやま健康食品連絡協議会」を開催し、いわゆる健康食品の苦情事例に関する情報交換を行います。 | 食品・生活衛生課 | いわゆる健康食品による健康被害の発生がなかったため、会の開催はなし。健康食品に関する情報を共有した。 | (達成) |

| 目標管理項目 | | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 平成28年度取り組み予定 | |
|--------|-----------------------------|------|------|------|--------------|--|
| 46 | 健康危機管理担当者会議の開催回数 | 目標値 | — | — | 3回 | 担当者会議を開催することで、健康危機管理体制の強化を図るとともに、危機発生時には適切に対応します。また、健康危機管理に関する各種研修会に出席します。 |
| | 実績値 | 3回 | 3回 | | | |
| 47 | その都度 | 目標値 | | | | 食に起因する新たな危機事象の発生又は想定がされた場合には、関係課室に対し、その事象への対処マニュアルの策定及び見直しを指導する。 |
| | | 実績値 | | | | |
| 48 | 迅速な公表 | 目標値 | | | | 県民の生命、健康の安全に関する危機管理の基本的枠組みである「健康危機管理基本指針」を適宜見直し、整備します。 |
| | | 実績値 | | | | |
| 49 | 毒物事故が発生した場合の「毒物検査検討会」の迅速な開催 | 目標値 | | | | 毒物事故が発生した際は「毒物検査検討会」を迅速に開催する。 |
| | | 実績値 | | | | |
| 50 | 国の通知や新しい知見への迅速な対応 | 目標値 | | | | 引き続き、必要に応じて見直しを行う。 |
| | | 実績値 | | | | |
| 51 | 迅速な情報の共有 | 目標値 | | | | 食品安全員会が主催するリスクコミュニケーションに積極的に参加し、情報共有を行い、連携を強化する。 |
| | | 実績値 | | | | |
| 52 | 指導した食品事業者割合 | 目標値 | — | — | 100% | 引き続き、講習会や監視指導を通じて事業者へ指導します。 |
| | | 実績値 | 100% | 100% | | |

| | | | | | |
|----|-----------------|-----|--|--|--------------------------------|
| 53 | 迅速な公表 | 目標値 | | | 引き続き、講習会、監視指導を通じて、事業者へ指導します。 |
| | | 実績値 | | | |
| 54 | 健康被害発生時の迅速な情報共有 | 目標値 | | | いわゆる健康食品による健康被害発生時に迅速な情報共有を行う。 |
| | | 実績値 | | | |